

審議項目 1 議論の着眼点 (1-3～1-4)

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

- 2000年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

1-1-1 地方公共団体における事務処理の現状

- 社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

1-1-2 各府省における取組

- 現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

1-2 取組の加速化

- 人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適当と考えるか。
- 適当と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

1-2-1 AIを含めたデジタル技術の活用の方向性

- 取組を進めていく上で、急速に進展するAIを含めたデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について、どう考えるか。

1-2-2 地方公共団体間の連携の方向性

- 地方公共団体間の連携については、一部事務組合や広域連合等を活用した市町村間の事務の共同処理に加え、経済成長と人口の「ダム機能」を目指した連携中枢都市圏構想、観光や産業振興、防災分野などを中心とした都道府県の区域を超えた単位での広域連合、広域リージョン連携などの取組が進められてきたが、どのような性格の事務について、どのような連携を進めていくことが考えられるか。

1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性

- 国・地方公共団体以外の主体の活用については、全国で統一的な事務処理が可能なものに地方共同法人を活用する例や、公権力の行使に当たらない事務に民間法人を活用する例などが見られるが、どのような性格の事務について、どのような主体を活用することが考えられるか。

1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方

- 上記の取組を進めていくことで、事務の執行の現場と住民との関わりが多様化し得るが、住民にとって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための、地方議会が担うべき役割やガバナンスの確保の在り方、住民自治の在り方について、どう考えるか。

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み

- 各行政分野において、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装等の取組を進めていくためには、国・地方間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

1-3-1 既存の枠組みとの関係

- 例えば、地方公共団体の事務処理の在り方を分野横断的に検討する 既存の枠組みとして、地方分権改革やデジタル行財政改革の推進体制があるが、取組を進めるに当たって、これらの枠組みとの関係をどのように考えるか。

1-4 各地域において取組を進めていくための枠組み

- 各地域において、国・地方間での1-3の取組を前提として、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

1-3及び1-4の枠組みに関連するこれまでの主な意見

(既存の広域連携の制度等を最大限に活用するための枠組みの必要性)

- ・国や都道府県による広域連携等についての助言や制度的後押しは現在でも行われていることであるが、なぜこれがうまくいっていないのか、どうすればインセンティブをもって既存制度がフル活用されるようになるのかを検討することが必要。
- ・制度所管省庁が所管法によって広域連携を求める場合、都道府県が一定程度物申しながら制度を作ることが必要であり、制度所管省庁がトップダウンで進めるものではないと主張していくことが必要。
- ・現場を持っていない省庁が所管する法制度・財政上の措置についても、現場レベルで積極的に効率化を行いやすくなるような体制の整備が必要。

(現行の枠組みに関する評価)

- ・法定の「国と地方の協議の場」のような地方六団体と大臣等との協議の場にも意味はあるが、もっと事務的な議論が必要。
- ・地方分権改革の提案募集方式は、自治体から国に対して直接提案することができるチャンネルとして重要。重点募集テーマは国が取り上げるべき制度横断的テーマが浮き彫りにされている。

(枠組みの検討に当たっての留意点)

- ・調整を都道府県に任せるとなると都道府県の負担感が増えるため、その点に留意が必要。広域レベルでの知事のマネジメント能力が問われる。
- ・国でやるべきものは国に戻すということも選択肢に入れるべき。
- ・都道府県と基礎自治体は行っている事務が異なる中で、都道府県が助言や調整に伴う責任を果たすことは難しいのではないかな。
- ・新規の立法や制度化に係る負担増にどう対応するかという視点も重要。

1－3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み （国・地方関係の最適化のための枠組み）

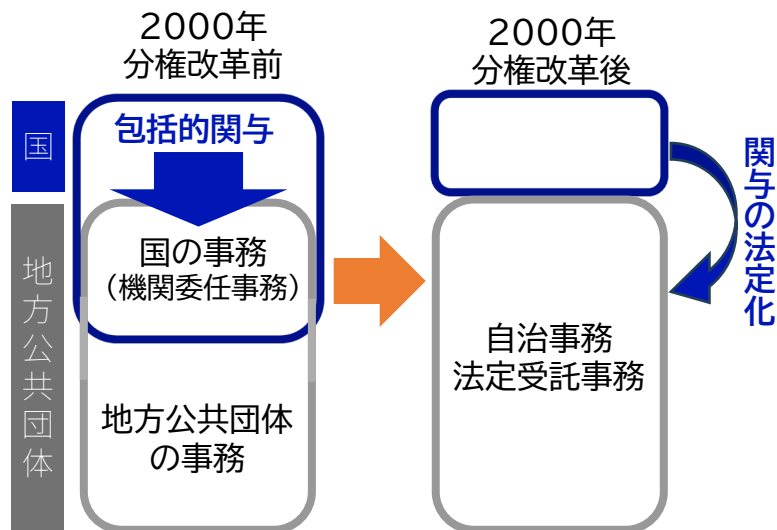
2000年地方分権改革以降に生じた実質的な国・地方関係の変化①

(2度の分権改革により生じた国地方関係の変化の副次的効果)

- 2000年地方分権改革及び第二次地方分権改革(以下「2度の分権改革」)が生み出した、「国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に」という理念は、結果として国の各府省庁が地方公共団体との必要な接触をも手控えるという方向をもたらした面があるのではないかな。
- このような抑制的なマインドセットに加え、国の職員の多忙さもあいまって、各府省庁が所管する制度の実態を把握する機会や意欲が減退し、政策の上流から下流、企画から実施までを見通した制度改革又は運用改善の機運が後退した面があるのではないかな。
- また、このような状況においても、複雑化する行政需要に対応するため、個別法において新たな制度を創設し、又は制度を複雑化することによって地方公共団体の事務負担は増え続けてきたのではないかな。

➡関係資料p1～4

地方分権改革の理念



◆地方分権推進委員会中間報告(平成8年3月29日)(抄)

第1章 何故にいまこの時点で地方分権か

I 中央集権型行政システムの制度疲労

…戦後改革はこの戦前のシステムを大きく変革するものであったが、機関委任事務制度の踏襲と拡張にみられるように、それは中央集権型行政システムを完全に払拭するものではなかった。そしてその後の高度成長期の行政活動の発展と膨張の流れのなかで、通達行政の濃密化と補助金行政の拡大にみられるように、新しい形態の集権化が積み重ねられてきた。…

II 目指すべき分権型社会の姿—地方分権推進の目的・理念と改革の方向性

…地方分権推進の目的・理念を簡潔に要約して言えば、「国と地方」、「国民と住民」、「全国と地域」、「全と個」の間の不均衡を是正し、地方・住民・個の側の復権を図ることを目的に、全国画一の統一性と公平性を過度に重視してきた旧来の「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」を、地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に変革することである。…

2 新たな地方分権型行政システムの骨格

…まず第一に、国と地方公共団体の関係を現行の上下・主従の関係から新しい対等・協力の関係へと改めなければならない。それには、国と地方公共団体を法制面で上下・主従の関係に立たせてきた機関委任事務制度を、この際廃止に向けて抜本的に改革する必要がある。…

2000年地方分権改革以降に生じた実質的な国・地方関係の変化②

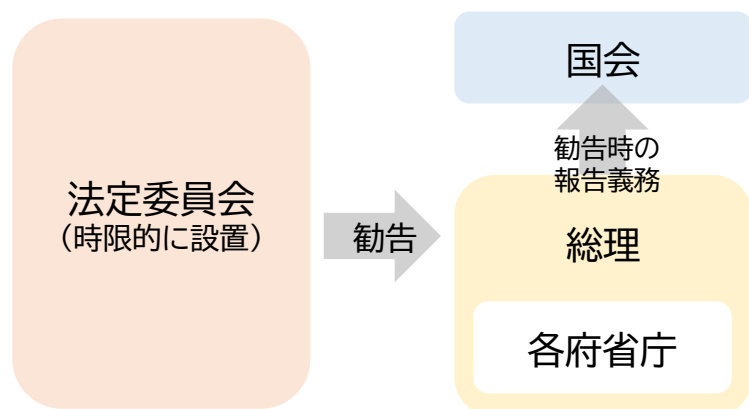
(2度の分権改革の枠組み及び方針の特徴)

- 2度の分権改革の枠組みについては、法定の委員会(時限的に設置)が総理への勧告権(※)を持つことで、短期集中で推進された点に特徴がある。

※2000年地方分権改革時には、総理に勧告の尊重義務も課されていた。

- その推進は、事務全体を見て課題を洗い出し、抽出されたメルクマールに個別制度に当てはめ、見直していくという方針により行われた結果、国・地方に関係する制度を、悉皆的かつ体系的に整理することに寄与した。
- その一方で、国の各府省庁の関心がメルクマールへの該当・非該当に集中し、所管制度を主体的に見直し、新たな国・地方の役割分担や関与の類型に基づいて組み替えるには十分至らなかったのではないか。

2度の分権改革の推進スキーム



※2000年地方分権改革時には、総理に勧告の尊重義務あり。

地方分権改革推進委員会 第2次勧告(概要)

平成20年12月8日

第1章〔義務付け・枠付けの見直し〕

1 見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
- 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

2 見直しの方針

- (1) 義務付け・枠付けの範囲設定
 - 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付け(※)をし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(条項単位)→約1万条項
- (2) 見直しの具体的な方針
 - メルクマール(判断基準)に該当しない条項については、
 - ① 廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
 - ② 手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許可
 - ③ 手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許可のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。
- (3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定(別添1参照)

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

3 メルクマール該当・非該当の判断

- 義務付け・枠付け条項全体(約1万条項)について、メルクマール該当・非該当の判断を別表で提示(別添2参照)

メルクマールに該当する条項 ... 51.8%
メルクマールに該当しない条項 ... 48.2%

- 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち

メルクマールに該当する条項 ... 8.3%
メルクマールに該当しない条項 ... 91.7%

4 今後の進め方

- メルクマールに該当しない条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべき。これまでの委員会審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続

- これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置を調査審議

現行制度下における地方から国への意見表明の枠組み①

(地方六団体を介した意見表明の枠組みの拡充とその課題)

- これまで地方から国への意見表明の枠組みとして、地方六団体を通じた意見表明の機会の充実が図られてきた。
- しかしながら、個々の団体間で意見の相違がある場合の連合組織における意見集約や、国が制度改革を行う場合における連合組織の意見聴取タイミングの難しさなどから、当初期待されたような活用には至っていないのではないか。

➡関係資料p5

地方六団体から国への意見表明の枠組みの変遷

連合組織から内閣及び国会への意見提出制度の創設(平成5年)

地方自治法に長・議長の全国的連合組織が内閣及び国会に意見を申し出又は意見書を提出することができる制度を規定(第263条の3第2項)。

地方公共団体への義務付け等について内閣の回答義務化(平成11年)

地方分権一括法において、地方自治法に以下の規定(第263条の3第3項及び第4項)を追加。

- ・長・議長の全国的連合組織からの上記の「意見の申し出」に対する内閣の回答努力義務
- ・当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務づけると認められる国の施策に関するものであるときの内閣の応答義務

各大臣による事前情報提供制度の創設(平成18年)

地方自治法を改正し、「各大臣の情報の提供のための措置」(いわゆる「事前情報提供制度」)の規定(第263条の3第5項)追加。

国と地方の協議の場に関する法律の制定(平成23年)

上述の制度だけでは地方にとって成果が期し難いことから、進んで、「国と地方の協議の場」の制度化が地方の側から強く要請されるようになり、平成23年に国と地方の協議の場に関する法律(平成23年法律第38号)が成立。

現行制度下における地方から国への意見表明の枠組み②

（「提案募集方式」の導入）

- 平成26年からは、地方からの個別に制度改正等の提案について有識者会議等による調査・審議等を経て対応方針を閣議決定し、法令改正等を行う「提案募集方式」が導入されている。

（「提案募集方式」の機能と制約）

- 「提案募集方式」は、ボトムアップで個別具体の事務執行に係る課題を解消するとともに、重点募集テーマの設定により分野横断的な課題解決にも寄与しているが、個別の地方公共団体の提案に基づくものであるという性質上、2度の分権改革のように悉皆的・体系的な見直しを行うものとはなっていない。
- また、提案募集の対象は既存制度における事務・権限の移譲及び規制緩和(※1)とされており、事務執行の最適化のための新規制度の立案(※2)については、提案があっても十分には対応できていない。

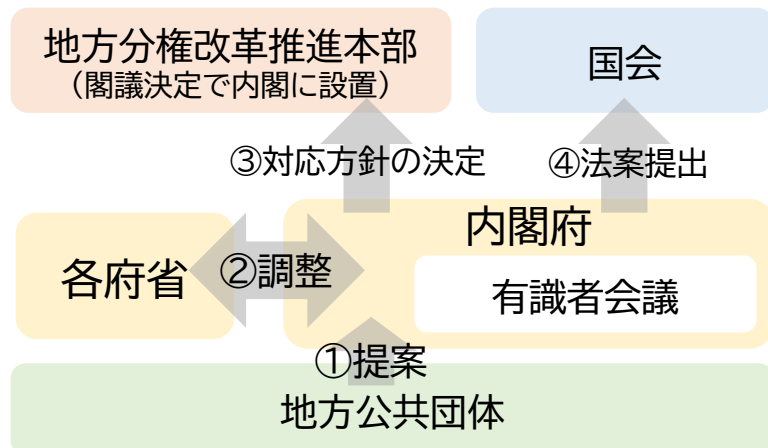
※1 「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)により、提案募集の対象は以下の2点とされている。

- ・地方公共団体への事務・権限の移譲
- ・地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

※2 地方共同法人の設立・活用等

→関係資料p6, 7

「提案募集方式」の実施スキーム



「重点募集テーマ等」の例

令和8年提案募集における重点募集テーマ等

- ①事務処理方法の見直し ②デジタル化
- ③地域におけるサービスの維持・向上等

令和7年提案募集における重点募集テーマ等

- ①デジタル化 ②人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等

令和6年提案募集における重点募集テーマ等

デジタル化

国・地方間の新たな枠組みの必要性

(国と地方が一体で成果を上げるような仕組みの必要性)

○ これまで見てきた枠組みの特徴や課題を踏まえると、地方公共団体と国の間でインタラクティブに意見交換がされ、国・地方双方の実需にアドホックに対応しつつも、一定の体系性を持った対応を可能とする枠組みが求められているのではないか。

○ こうした考え方は、第3回専門小委員会において、長野県の阿部知事からも以下のように示されている。

・ 国地方の協議の場の実質化や、省庁ごとの国と地方の協議の場の開催など政策の立案段階から国と地方で共同作業を行い、政策を共同で決定するなど、「国と地方が一体で成果を上げるような仕組み」が必要ではないか。

○ この点、国と地方公共団体が連携・協力した形での推進体制が整備されているデジタル行財政改革の取り組みは、ここで述べられているような仕組みの先例として参考になるのではないかな。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

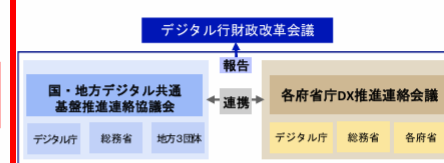
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確認
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

➡関係資料p8～11

国・地方関係の最適化のための枠組みの方向性

(「国・地方関係の最適化」の必要性)

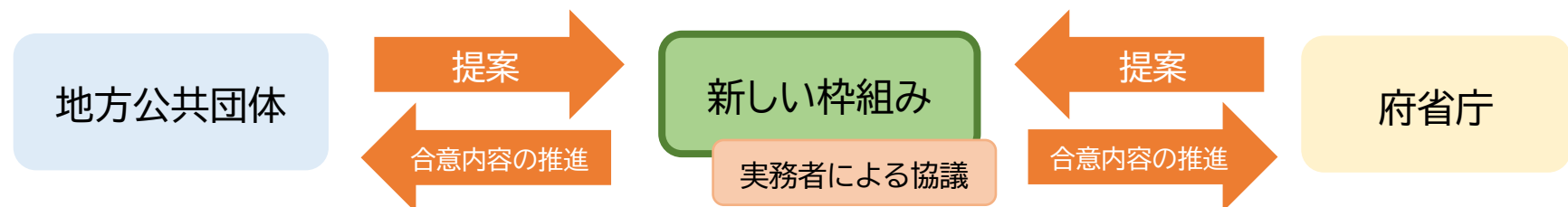
- 以上を踏まえ、人口減少等の急速な社会構造の変化に対応していくために、2度の分権改革で構築された国・地方関係を前提とした法制度を、AX/DXの進展等も踏まえ、その事務執行が最も適切な手法・主体により行われる形にアップデートする「国・地方関係の最適化」が求められるのではないか。

(「国・地方関係の最適化」の手法)

- 「国・地方関係の最適化」は、事務の廃止や国への移管も含めた役割分担の見直し、広域連携の制度化、地方共同法人の設立・活用等の各個別法の見直しにより行うことが考えられるか。

(「国・地方関係の最適化」の推進体制)

- 「国・地方関係の最適化」を、国・地方双方からの提案に基づくものとし、また、合意した事項を国・地方一体で推進するために、国と地方の協議の枠組みを設けることが考えるか。
- この枠組みでは、国・地方双方の実務者により具体的実務に即した協議も必要ではないか。
加えて、地方側の意見を聞く手法として、デジタル技術を活用して全団体へのオンライン説明や意見照会を効率的に行うことも考えられるか。
- 協議の調整役として担当する府省庁を定め、集中的・一体的に進めていくことが適当ではないか。
- 「国・地方関係の最適化」には、集中取組期間を設定し、短期集中で取り組むことが適切か。
この期間においては、国の各府省庁から「国・地方関係の最適化」に係る積極的な提案が行われるよう、何らかのインセンティブを付与することも考えられるか。



**1－4各地域において取組を進めていくための枠組み
（地域における担い手の最適化のための枠組み）**

2000年地方分権改革以降に生じた都道府県・市町村関係の変化

(2度の分権改革が生んだ都道府県・市町村関係の変化)

- 2度の分権改革は都道府県・市町村間の関係においても、対等・協力の関係という地方分権の基盤を構築することに寄与した。
- 一方、国・地方間の変化と同様に、都道府県・市町村間においても、日常的な関わりの減少が生じ、都道府県がかつてのような調整能力を発揮できない状況となっているのではないか。
- これまで、市町村における自主的な広域連携、外部化(アウトソーシング)や官民連携などの民間活用、デジタル技術の活用等により事務執行上の課題に対応してきたが、小規模な市町村においては、こうした対応方策を検討する余裕すらないという声も聞かれる。

→関係資料p12~17

(都道府県における取り組みの現状)

- このような中において、奈良県の「奈良モデル」や秋田県の「機能合体」など、都道府県が積極的に枠組みを設け、広域連携の推進や都道府県の補完・支援に積極的な役割を果たし、市町村と総力を結集して住民サービスの維持に向けて取り組んでいる例もみられる。
- 一方で、このような枠組みの有無は都道府県ごとに異なり、枠組みが設けられている場合であってもその態様には差異がある。

→関係資料p18~23

「対応方策を検討する余裕すらない」という声

【介護保険】

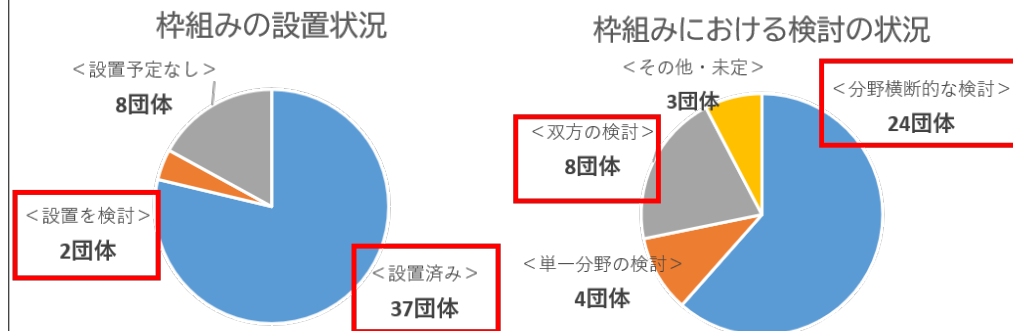
- ✓ 人手が足りず、要介護認定における認定調査等の共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない。[町村:1万人未満]
- ✓ 業務が忙しく、介護認定審査会事務の共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない。[一般市:約10万人]

【インフラ管理(道路)】

- ✓ 共同発注について、一括して契約事務を行う団体にとっては、業務が増えることになるため取り組みづらい。(中核市)

(備考)持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 報告書(令和7年6月)を基に事務局作成

都道府県の枠組み設置状況



(備考)都道府県への照会結果を基に事務局作成 12

地域における担い手の最適化のための枠組みの方向性

(「地域における担い手の最適化」の必要性)

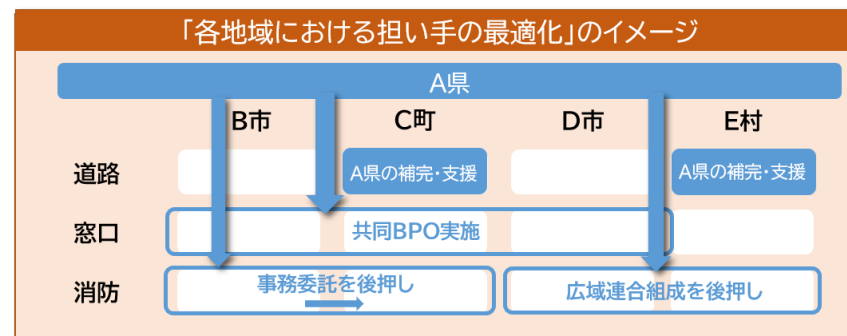
- 「国・地方関係の最適化」により構築された新たな国・地方関係の下で、持続可能な地域社会を形成するために、地域ごとの住民サービスの提供能力や地理的状况等の実情に応じ、住民サービスの提供主体・手法の組み合わせを最適なものとする「地域における担い手の最適化」が求められるのではないか。

(「地域における担い手の最適化」の手法)

- 「地域における担い手の最適化」の手法として、都道府県が域内の市町村職員の状況やAX/DXの進捗等により個別の市町村の事務処理の持続可能性の分析を行うとともに、その結果に基づき、広域連携、広域での外部化や官民連携などの民間活用、AI・デジタル技術の活用等の組み合わせが都道府県内で最適化されるよう調整することが考えられるか。

(「地域における担い手の最適化」の推進体制)

- 「地域における担い手の最適化」に向けた調整を行うために、都道府県と域内市町村が参画する枠組みを設けることが必要ではないか。
- 「国・地方関係の最適化」と同様に集中取組期間を設け、最適化に向けた計画を定めることも考えられるか。
- 「地域における担い手の最適化」を都道府県の新たな役割として、その枠組みのあり方とともに地方自治法に明記することが考えられるか。
加えて、その負担増については国が積極的に支援を行うとともに、都道府県による分析等が過度な負担とならないよう、適切なガイドラインやデジタルツールの提供等を行うことも考えられるか。



1-3及び1-4の枠組みの方向性の相互の関係

(2つの枠組みの関係性)

- 1-3の枠組みにおいては、法制度の見直しを中心に、一般的な国・地方の事務執行の最適化を目指す。
- その上で、1-4の枠組みでは、一般的な事務執行の最適化では、なお事務執行に困難が生じる市町村における体制確保を目的として、広域連携等の調整を行い、都道府県内の事務執行の最適化が図られる。
さらに、この調整の過程で法制度の見直しの必要性が明らかになった場合には、都道府県が1-3の枠組みに対し提案を行うことも考えられる。
- このように、2つの枠組みは、我が国の行政サービス提供体制全体が、その受け手である住民から見て最適な形となるよう、国・都道府県・市町村の「対等・協力」関係を実質化する枠組みとして機能する必要があるのではないか。

国・地方関係の最適化

X省

2000年代～

国の役割を
重点化

国

地方公共団体

地方は地域に
おける事務を
広く担う

新たな考え方

地方共同法人
の設立・活用
広域連携

デジタル基盤
の提供

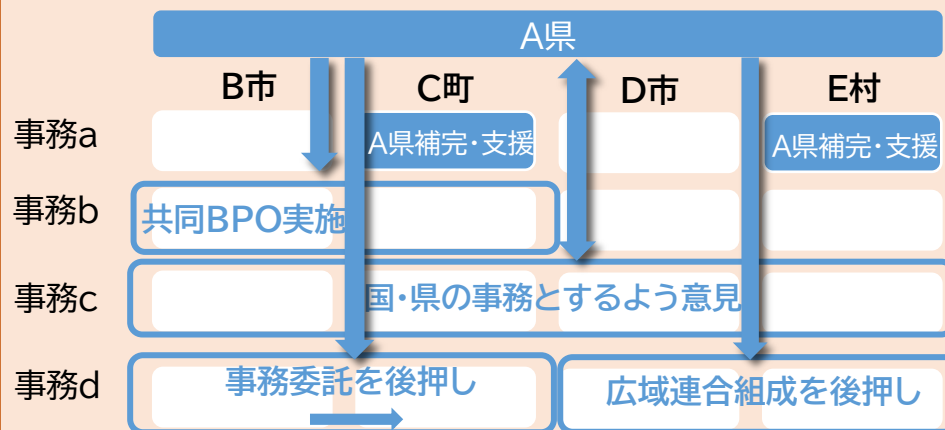
国・地方関係
の最適化

更なる最適化
に向けた提案

各地域における担い手の最適化

A県

A県事務執行最適化パッケージ



AX/DXを前提とした新たな発想による事務見直し